

第29回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 平成28年7月4日（月） 午後2時から午後3時15分まで

場 所 秦野市役所本庁舎4階 議会第1会議室

出席者 委員23名中、出席19名（うち代理者2名）

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
事業者 3事業者

- ・ 一般社団法人桜花（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス（平塚市）
- ・ 神奈川高齢者生活協同組合（伊勢原市）

傍聴者 1名

1 開会

2 あいさつ

秦野市福祉部長

3 構成員（以下「委員」という。）自己紹介

4 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）
の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員19名(代理出席を含む)

5 正副会長の選任

(1) 会長の選任について、事務局より要綱第6条第2項及び本協議会の申送り事項を説明し、秦野市の住民代表である小泉委員の就任を提案。出席委員から異議なしの声があり、承認

(2) 会長あいさつ

(3) 副会長の選任について、要綱第6条第4項に基づき、会長より伊勢原市の住民代表である佐藤委員を指名

6 議事

(事務局)

それでは、議事に移ります。要綱第6条第3項に「会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。」と規定されています。これからの進行は、この規定に基づき、会長にお願いいたします。

(議長)

本日の議事につきましては、要綱第8条第2項に基づき、会議録を公開いたします。

まず、議題1「道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について」で

す。それでは、平塚市に事業所を置く、一般社団法人桜花の新規登録申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの一般社団法人桜花の申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

質問なし

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。一般社団法人桜花の方はいったん御退室ください。

【一般社団法人桜花 退室】

(議長)

それでは、一般社団法人桜花から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、一般社団法人桜花から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、一般社団法人桜花から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、承認とすることと決しました。では、一般社団法人桜花を入室させてください。

【一般社団法人桜花 入室】

(議長)

協議の結果、一般社団法人桜花から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請については、承認いたします。

今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

【一般社団法人桜花 退室】

(議長)

続いて、議題2「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」です。

それでは、平塚市に事業所を置く、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスの更新申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスの申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運行管理マニュアルでは、運転者の年齢要件について「概ね70歳の者」となっていますが、70歳を超える運転者も従事しています。

運転管理マニュアルの改定、もしくは運転講習会等を受講することが望ましいと思われまます。

(特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス)

該当者には、今後、運転講習会等を受講させ、事故防止に向けた安全管理に努めます。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスの方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスから提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めま

す。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスから提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスを入室させてください。

【特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスが提出された道路運送法第79条の6による更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

【特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス 退室】

(議長)

続いて、議題3「道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について」です。

それでは、伊勢原市に事業所を置く、神奈川高齢者生活協同組合について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、神奈川高齢者生活協同組合の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運行管理マニュアルには、運転者の年齢要件が設けられておらず、70歳を超える運転者も従事しています。

近年、高齢者による運転問題が多く取り上げられていることから、事故防止に向けた安全管理等の取組みについて説明をお願いします。

(神奈川高齢者生活協同組合)

本組合では、該当者同士で運転上の注意点等を情報共有するための勉強会を定期的に実施しています。高齢者が地域で活躍することは大切であり、この制度を維持しつつ、今後も事故防止に努めていきたいと考えています。

(委員)

タクシーを含む自動車運送事業者においては、65歳以上の運転者に適齢診断が義務付けられています。福祉有償運送の制度では義務付けられていませんが、加齢による身体機能の変化を認識できるという点で有効であり、事故の未然防止に向けた取組みの1つとして活用を検討していただけたらと思います。

(神奈川高齢者生活協同組合)

適齢診断については、利用者・運転者双方の安全を守ることができ、高齢者に長く活躍していただきたいという本組合の趣旨にも沿っていることから、導入を前向きに検討していきたいと思います。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。神奈川高齢者生活協同組合の方はいったん御退室ください。

【神奈川高齢者生活協同組合 退室】

(議長)

それでは、神奈川高齢者生活協同組合から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、神奈川高齢者生活協同組合から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、神奈川高齢者生活協同組合から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について、承認とすることと決しました。では、神奈川高齢者生活協同組合を入室させてください。

【神奈川高齢者生活協同組合 入室】

(議長)

協議の結果、神奈川高齢者生活協同組合が提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7については、承認いたします。

今後の手続きは、伊勢原市及び事務局の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

【神奈川高齢者生活協同組合 退室】

(議長)

続いて、議題4「平成27年度福祉有償運送実績報告について」、説明を平塚市より建制順にお願いします。

(1) 平塚市より報告

- ア 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさん
- イ 特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス
- ウ 特定非営利活動法人あいえる
- エ 特定非営利活動法人お出かけサポーターズ
- オ 神奈川高齢者生活共同組合（たむら）

(2) 秦野市より報告

- ア 特定非営利活動法人野の花ネットワーク
- イ 特定非営利活動法人オンリーワン
- ウ 社会福祉法人かながわ共同会
- エ 特定非営利活動法人ハーモニーケア
- オ 特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会

(3) 伊勢原市より報告

- ア 特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング

- イ 特定非営利活動法人福祉サービスひまわり
- ウ 神奈川高齢者生活協同組合（いたど）

(4) 二宮町より報告

- ア 特定非営利活動法人サポートかけ橋
- イ 特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空

(議長)

ただ今、報告がありましたが、何かあれば御意見を申し上げます。

(委員)

今回の実績報告書には、神奈川運輸支局による収受印のないものが一部見られます。収受したものの写しを提出することの取決めがあったと思いますので、徹底をお願いします。

(議長)

それでは、事務局より事務連絡があります。

(事務局)

事務局からは、今後の手続きについて説明いたします。

まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局より「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録を添え、協議結果等について確認する送付した書類をお送りします。

なお、議長からもお話があったとおり、今回の会議録は、要綱第8条第2項に基づき、公開することとなりますので、御承知おきください。

また、次回の協議会開催予定につきましては、関係機関とも調整のうえ、改めて御連絡申し上げます。今のところ、本年12月下旬から来年1月中旬の開催を検討しております。

(議長)

委員の皆さまには長時間審議していただき、ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐藤副会長よりあいさつをお願いしたいと思います。

(副会長)

長時間ご審議いただき、ありがとうございました。

申請があれば、また随時協議会を開きますので、その際にはご協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。